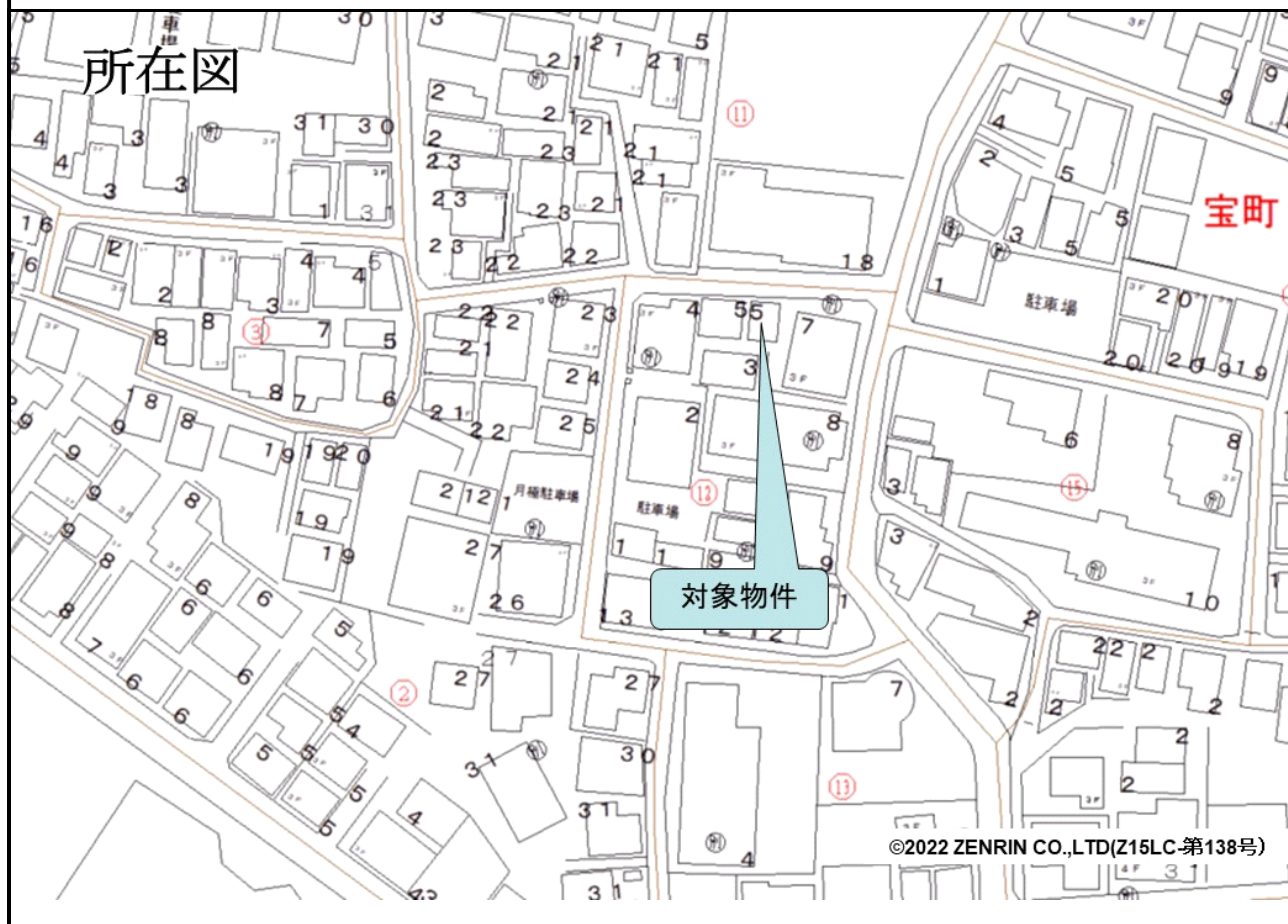
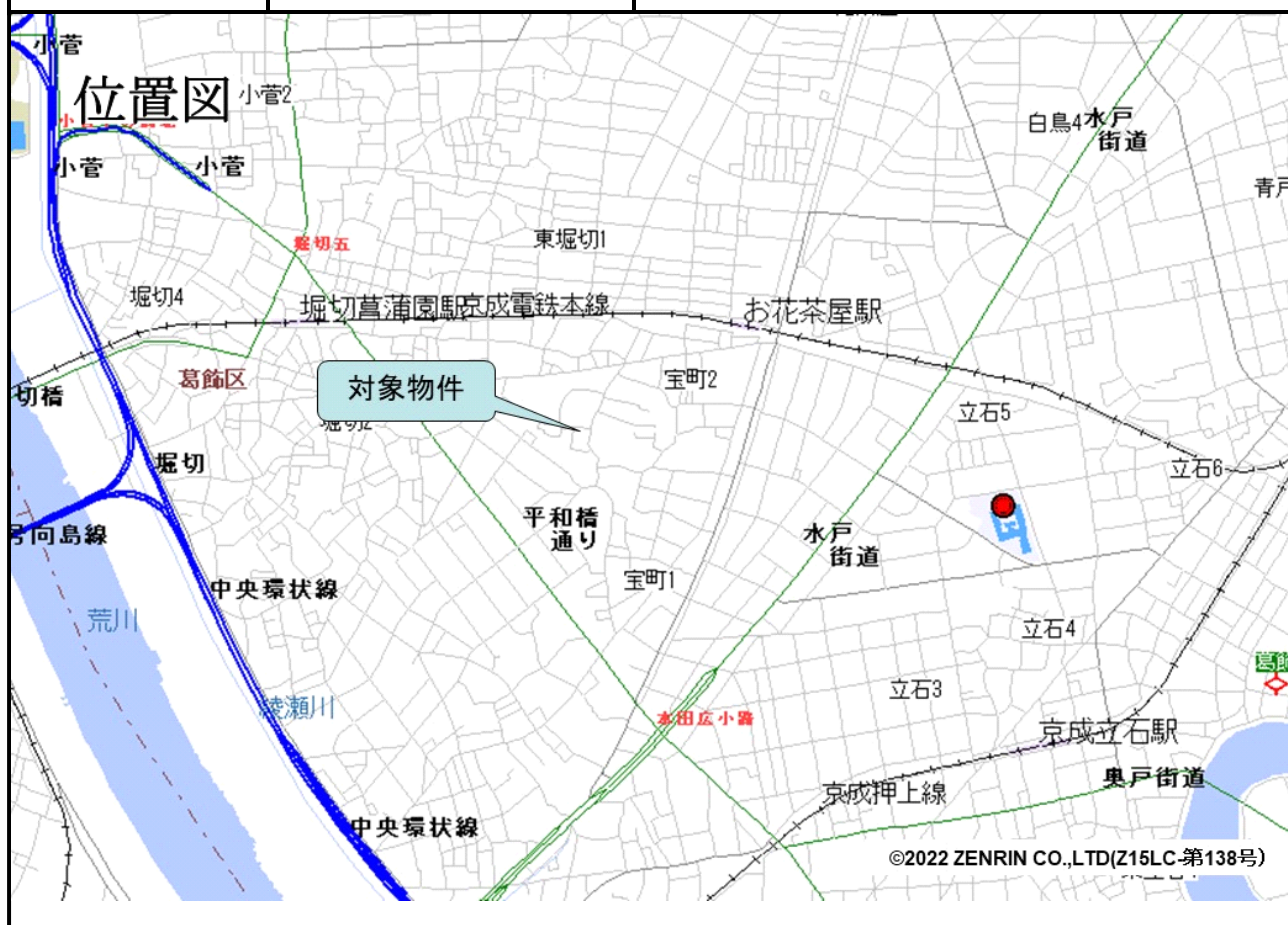


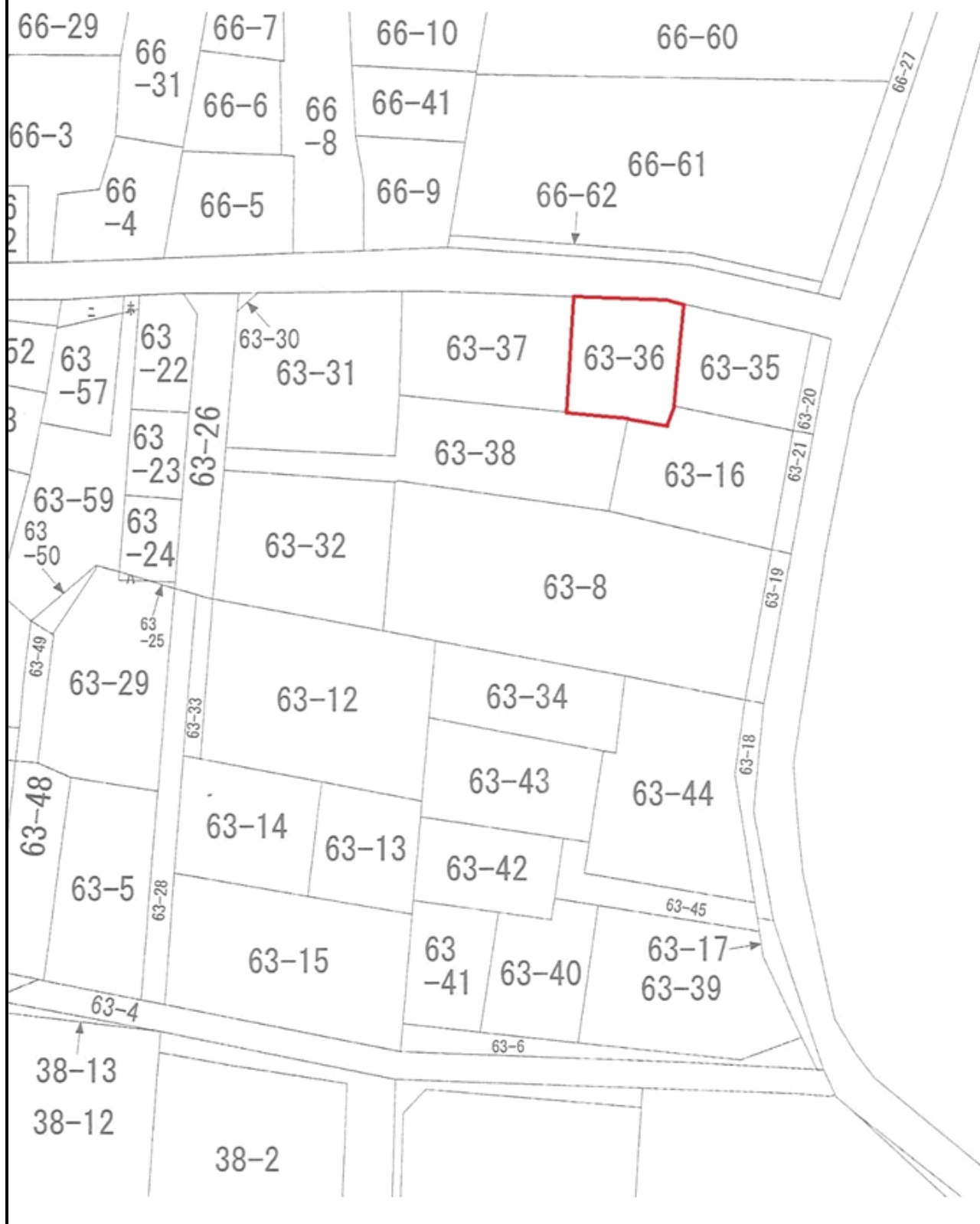
売却区分番号	2758-11		
見 積 価 額	¥700,000	公 売 保 証 金	¥100,000
財 産 の 表 示	1 所在 東京都葛飾区宝町二丁目 地番 63番36 地目 宅地 地積 52.43平方メートル 持分 40分の21 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	準工業地域 準防火地域 第2種高度地区 日影規制（5時間－3時間） 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	北側 幅員約3.6メートル舗装区道（建築基準法上の道路） ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	当局的差押え前から第三者所有の建物（家屋番号63番36）の敷地として賃貸 賃借人の申立てによる 現行地代（月額） 9,674円（ただし、対象物件の件外持分40分の19と一括 の金額） 賃貸借契約等の内容は、「公売公告・別紙3」のとおり。		
特 記 事 項	共有持分についての売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならず、対象物件を当然に使用収益できるとは限らない。 再建築時にセットバックを要する。		
住 居 表 示 等	東京都葛飾区宝町2丁目12番5号		
最 寄 駅 等	京成電鉄 本線 お花茶屋駅 徒歩約7分		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

2758-11



見取図



売却区分番号

2758-11

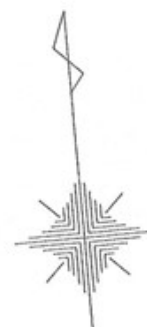
家屋番号

63番36

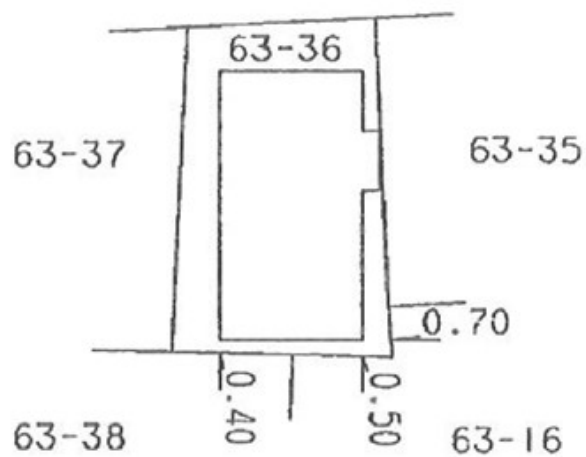
建 物 図 面

建物の所在

葛飾区宝町二丁目63番地36



道 路



※建物(家屋番号63番36)は公売財産に含まれません。